

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が、平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より10%へ引き上げられました。この消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和6年度土庄町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 177,767 千円
(歳出) 社会保障施策に要する経費 2,229,180 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	130,951	931	0	43,645	12,591	73,784
	障害者福祉事業	328,339	221,724	3,516	0	15,029	88,070
	児童福祉事業	728,269	231,240	203,100	46,521	36,065	211,343
	母子福祉事業	6,766	3,099	0	0	535	3,132
	小計	1,194,325	456,994	206,616	90,166	64,220	376,329
社会保険	介護保険事業	262,977	17,404	0	0	35,797	209,776
	国民健康保険事業	107,475	64,180	0	0	6,311	36,984
	後期高齢者医療事業	311,086	60,055	0	0	36,593	214,438
	小計	681,538	141,639	0	0	78,701	461,198
保健衛生	健康増進事業	1,957	624	0	21	191	1,121
	病院事業	283,447	0	53,700	35,598	28,301	165,848
	疾病予防事業	46,705	446	0	15,070	4,547	26,642
	医療提供体制確保事業	21,208	280	2,900	5,631	1,807	10,590
	小計	353,317	1,350	56,600	56,320	34,846	204,201
合計		2,229,180	599,983	263,216	146,486	177,767	1,041,728

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。
※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。